

愛媛県総合運動公園の施設利用について

令和5年3月13日更新

1 利用制限事項

(1)利用前7日間に次の項目に該当する方は自主的に利用を見合わせてください。

- ア 平熱を超える発熱がある方
- イ せき、のどの痛みなど風邪の症状がある方
- ウ 倦怠感、息苦しさがある方
- エ 嗅覚、味覚の異常がある方
- オ 体の不調(体が重く感じる、疲れやすいなど)がある方
- カ 家族、友人など身近な知人に感染が疑われる者がいる方
- キ 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある方

(2)運動公園施設の専用利用は、以下を条件に利用を許可します。

- ア ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- イ 愛媛県公式ホームページ「イベント、施設の取扱いについて(新型コロナウイルス関連)」を確認の上、イベント開催時の必要な感染症対策の実施
- ウ 問題が発生(クラスター発生、感染対策の不徹底等)した場合は、イベント結果報告書を直ちに提出

(3)利用人数が、次の人数上限及び収容率を満たすことを条件に利用を許可します。

人数上限 5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

※ただし、感染防止安全計画を策定する場合は、上記「人数上限」は収容定員まで、「収容率」は100%まで可。(県が感染防止安全計画を確認)

2 基本事項

(1) 運動公園でのマスク着用は個人の判断としますが、状況に応じたマスクの活用を推奨します。

(2)基本的な感染対策を徹底してください。(状況に応じたマスクの活用、咳エチケット、人と人との距離の確保、こまめな手洗い、手指消毒、定期的な換気)

(3)「3密」だけでなく一つの「密(密閉・密集・密接)」を避けてください。

(4)共有施設(更衣室、シャワールーム等)では、混雑を避け、短時間や少人数での利用に留め、利用者同士での会話を控えるとともに、入退室時の手指消毒など、十分に注意して利用してください。

(5)感染対策に係る運動公園職員の指示に従ってください。

3 専用利用に係る事項

(1)主催者は、入館時に行事参加者に前項の利用制限事項該当者がいないことを確認してください。

(2)主催者は、ガイドラインの遵守等、感染対策を徹底してください。

(3)主催者は、「えひめコロナお知らせネット」に行事を登録するとともに、行事参加者の「えひめコロナお知らせネット」の活用を推奨します。